

1. 目的

第18回 全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州 参加

2. 期間

2023年10月24日(火) 前泊～26日(木) / 2泊3日

3. 研究フォーラム内容・講演者

【 10月25日(水) 】

1. 基調講演 「躍動的でワクワクする市議会に」

大正大学教授兼地域構想研究所長 片山 善博 氏

2. パネルディスカッション 「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」

■ コーディネーター

谷 隆徳 氏 (日本経済新聞編集委員)

■ パネリスト

勢一 智子 氏 (西南学院大学法学部教授)

辻 陽 氏 (近畿大学法学部教授)

濱田 真里 氏 (Stand by Women 代表/女性議員のハラスメント相談センター共同代表)

田仲 常郎 氏 (北九州市議会議長)

【 10月26日 (木) 】

1. 課題討議 「議員のなり手不足問題への取組報告」

■ コーディネーター

江藤 俊昭 氏 (大正大学社会共生学部公共政策学科教授)

■ 事例報告者

辻 弘之 氏 (登別市議会議長)

たぞえ 麻友 氏 (一般社団法人 WOMAN SHIFT 理事/目黒区議会議員)

永野 慶一郎 氏 (枕崎市議会議長)

4. 研究内容

1. 統一地方選挙の検証

近年、地方議会は性別や年齢構成の偏り、議員のなり手不足の深刻化、議会への関心の低下などの厳しい課題に直面している。今年4月の統一地方選挙の投票率は、指定都市41.77%、一般市44.26%、東京都特別区44.51%といずれも5割を切り、議会に対する住民の関心の低さが選挙に反映された形となった。

昨年12月には地方自治法の一部改正により議員の兼業規制の緩和などが図られ、また、同月の第33次地方制度調査会の答申を踏まえ、本年4月には同法の一部改正により、地方議会の役割及び議員の職務等が法律上明確化されるなど、多様な人材の地方議会への参画促進に向けた環境整備が進められている。

2. 基調講演「躍動的でワクワクする市議会に」(講演者：片山 善博 氏)

冒頭、「躍動的でワクワクする市議会に」とは少し飛び跳ねたようなタイトルだが、これは市議会の皆様方に期待する私の率直な想いと語り、「今、地方議会は些か大げさな表現をすれば岐路に立っているのではないかと投げかけた。

二元代表制 主たる存在は議会

地方自治は二元代表制だが、住民の関心は首長に集まりがちになっている。しかし、地方自治の制度の仕組みを子細に見ると、どう見ても議会が中心で、主たる存在は議会である。議会は物事を決める決定機関で、執行機関は決まったことを執行する。

どちらがより重要かという、それはやはり決める方である。国に例えれば、政治主導か、官僚主導か—ということがよく言われるが、やはり決めるのは政治主導で、国民が国会議員を選び、その国会議員が内閣総理大臣を選ぶ。その内閣総理大臣の下に自治体の執行機関に当たる内閣が形成されている。決めるのは国会で、憲法でも国会が国権の最高機関となっている。地方自治法には地方議会が自治体の最高機関であるとの規定はないが、同法第9条を見ると、議会がやはり最高機関であると読み取れる。

今、二元代表制の中で地方議会の存在が少し薄れているのではないかと感じている。統一地方選挙の結果を見ても、投票率が非常に低く、無投票選挙や議員のなり手不足も問題となっている。これは主権者たる住民が議会に対して関心が低いことへの反映で、由々しき事態である。

地方自治の仕組みの中で、一番重要な議会の一員であるとの認識の下、住民の皆さんが自分たちを頼りにして、これを受けて地域の色々な懸案事項、物事を決めていく。その中で「何が足りないのか」「どうすればいいのか」ということが、地方議会改革のテーマになる。

真剣な議論 税の議論 住民の声 地方議会に欠けていること

これまでの議会改革は、議会の体質や仕事のやり方、組織の風土をガラリと変えるまでは至っておらず、本当の意味での議会改革にはなっていないのではないかと認識している。

では、何に取り組めばよいか。

議会を住民目線で見るときに、決定機関である議会が備えるべき要素が幾つかあるが、現在の日本の地方議会には1「公開の場(議場)での真剣な議論」、2「税の議論」、3「住民の声」の3つが欠けているのではないかと紹介する。

真剣な議論

真剣な議論特に議案、予算審議についての公の場での議論がないのではないかと。予算案は議案が上程されたらそのまま通ることが事実上決まっていらないか。議案について市長部局から事前に説明を聞いて、意見もしっかりと言い、その段階で変わることがあるとしても、市民に見える公の場に議案が出てきてからどのような議論をしても結論は変わらないというのは、市民にとっては面白くない。公の場に出てきた段階から勝負だと思ふ。公の場に出てきて真剣な議論を行い、物事が変わったりすれば、市民が関心や期待を持つことにつながるのではないかと。

税の議論

本来、税率は自治体の財政運営において、インフラ改修などの需要に応じて、引上げ・引下げなど、変動させて良いものである。しかし、税率を変えてはならないという固定観念に囚われているのではないかと。是非、地方議会でも税について議論したい。

また、実際に税率の引き上げについて議論する場合は、納税者の同意が必要である。そのため、議論の際には住民の声をよく聞く必要がある。

住民の声

日本の地方議会では、本会議や委員会などで住民の発言機会はまず見られない。

議案審議の過程、特に前述の税率引き上げなど予算審議の際には住民の声を聞く必要があるが、では住民の声をどうやって取り込んでいくか。アメリカの地方議会の手法も参考にしたい。ある市では、財政状況が厳しくなったため図書館の予算を削減して分館の閉鎖や利用時間短縮を行う方針を打ち出したが、その案を議会で審議する過程で市民の意見を直接聴く機会を設けたとすると、「子どもが利用する機会が無くなる」「勤務時間後に利用できない」「移民がアメリカ文化を学ぶため、残すべき」といった様々な反対意見が市民から相次ぎ、幼い女の子も「More Books! (もっと多

くの本を！)」と主張した。市民の意見を受けて議会では、議会は図書館の予算削減案を取り下げ、財源不足の補填として5年間限定で増税し、図書館予算を増額する予算案を提案した。その際、再び市民に発言の機会を設けたところ、年金生活者から「図書館は必要だが、増税は止めるべき」との発言があったが、議会で協議の結果、時限増税と図書館予算の増額を盛り込んだ予算を決定した。

このように、市民が議会に集まる機会を設けることで、市民たちは自分の意見が述べられるだけでなく、議員の発言・意思表示をよく見ることができ、それが次の選挙の投票行動に反映される仕組みになっている。

日本の地方議会でも税についての議論を行い、議案の処理に当たっては住民参加の機会を設けるべき。そうすれば、一つ目の「公開の場の真剣な議論」も自ずと実現する。

執行部から説明を聞いて良しとするのではなく、執行部は予算案を一つ一つ住民にわかるように丁寧に説明し、議員は議論を交わし、住民の意見を聴く機会を設けるべき。そうすれば本当に有意義な充実した議会になるのではないか。

もっと積極的に 現行の議会権限活用を

現行の議会権限を活用することで、議会活動を活発化することができる。

前述の内容とも関連するが、議案を審議する際には、執行部側の説明をそのまま鵜呑みにするのではなく、その裏を取るという作業を行うべき。

裏を取るとするのは、実際に市民の声を聞くこと。何でも執行部に答弁させるのではなく、発言したい市民を募ったり、市民アンケートを行ったりと積極的に取り組む必要もある。

教育委員会へのチェック機能

現行の権限を駆使して行って欲しいことは、教育委員会にちゃんと目を配ること。

昨今の教育現場の疲弊、いじめ、不登校、教員のなり手不足といった問題の背景は教員があまりにも忙しすぎることにその原因があるのではないかと見ている。教育の現場では、多忙化解消と言っているだけで一向に解決せず、その責任は第一義的には教育委員会にある。

教員の職場管理は、義務教育であれば自治体の教育委員会の仕事である。教育委員会は仕事を減らすか、教員を増やすかすべき。実際、片山氏が知事をされていた時代の鳥取県では、希望する市町村と組んで税源を折半し、国の法律で決まっている定数以上に独自に教員を増やしたという。教員の多忙化解消を本気で考えるなら、財政を負担して、これを解消するような策を取っても良いと思う。その時に主体となるのは教育委員会である。

もし教育委員会が真剣に取り組んでいないなら、教育長や教育委員の選任に同意した議会の責任になる。人事案件はしっかり吟味すべき。是非、教育委員の任命に当たっては、本人を議場に呼んで、対面で質問して話をする機会を作ることが検討したい。